

## 令和 6 年神奈川県議会第 3 回定例会 総務政策常任委員会

令和 6 年 12 月 9 日

### ◆谷口かずふみ委員

公明党の谷口でございます。

私からは、4 項目程度、質問をしていきたいと思いますが、まず最初に、本会議でも我が会派から一般質問で質問させていただいた、マイME-BYOカルテの見直しについて伺っていきたいと思います。

まずは、マイME-BYOカルテの取組について振り返りをしておきたいと思いますけれども、提供の開始から現在までの経過を御説明願います。

### ◎デジタル戦略担当課長

マイME-BYOカルテは、個人の健康情報等を記録し、未病改善活動に役立ててもらうことを目的として、平成 27 年度にまずはウェブブラウザ版としてスタートし、その後スマートフォンアプリを平成 29 年度にリリースしました。それ以降、電子母子手帳アプリやマイナポータル、LINE 公式アカウント等の外部サービスとの連携を進め、各サービスで記録された情報をマイME-BYOカルテでも閲覧できるようにするなど、利便性の向上に取り組んできました。また、マイME-BYOカルテを使った健康増進キャンペーンを行い、利用者が楽しみながら日々の生活を振り返り、自然に行動変容につながるような取組を推進してきました。

### ◆谷口かずふみ委員

分かりました。それで、登録者数ですけれども、この間どのように推移をしてきたのか伺いたいと思います。

### ◎デジタル戦略担当課長

スマートフォンアプリのマイME-BYOカルテの利用者数は、今年の 10 月末時点で約 20 万 5,000 人となっています。令和 4 年の同月は約 17 万 5,000 人、令和 5 年は約 19 万 3,000 人となっており、ここ数年は前年度比でおおむね 6 % 程度の増加で推移してきたところです。

なお、LINE 版のマイME-BYOカルテである ME-BYO on LINE のユーザー数は約 115 万人となっております。

### ◆谷口かずふみ委員

分かりました。登録者数は順調に伸びてきたということですけれども、一方で、我々もそうですけれども、アプリをダウンロードして結局ダウンロードしたままというケースもあります。そういう意味でアクティブユーザー、ちょっとアクティブユーザーの定義ももしあれば教えていただきたいんですが、アクティブユーザーはどの程度いるのか教えてください。

### ◎デジタル戦略担当課長

マイME-BYOカルテの使い方は、毎日歩数を確認するという方もいらっしゃれば、月に 1 回お薬の情報を登録する、そういった利用者によって様々な使

い方がございます。ただ、私どもとしましては、利用状況を機械的に評価するために、月に1回以上起動している利用者をアクティブユーザーと位置づけております。

この基準に従い、今年の10月末時点のアクティブユーザーですが約2万8,000人で、登録人数の約13%となっております。

#### ◆谷口かずみ委員

分かりました。登録人数の約十数%ということなんですが、この数字が多いかどうかというのは、ちょっと評価が難しいかと思いますけれども、いずれにしても今回、答弁では、我が会派からも、民間サービスでやっていることはもう民間にお任せしたほうがいいんじゃないのということで提案をさせていただいて、その方向で見直しを検討するという御答弁だったと思うんですが、具体的にどういうサービスを見直しの対象としているのか、それを教えてください。

#### ◎デジタル戦略担当課長

見直しに向けた詳細な検討はこれから行いますが、既に民間サービス等で代替手段が存在しているものについては、見直しの検討対象になると考えております。例えば、最近のスマートフォンでは、内蔵しているセンサーで計測した歩数のデータ、こういったものを様々なアプリ内に記録できるようになっています。そして、マイME-B YOカルテもその一つということになります。また、お薬の記録、薬剤の記録につきましても、マイナポータルでも閲覧ができますが、現在はマイME-B YOカルテと同様の機能を有する民間の様々なお薬手帳、ポータルサービスが代替としてございます。

このようなマイME-B YOカルテが備えている各機能について、民間サービス等で代替できるものを確認する等しながら検討を進めてまいります。

#### ◆谷口かずみ委員

もし、分かればでいいんですけども、タイムスケジュールは決まっていますでしょうか。いついつまでに結論を出すとかという。

#### ◎デジタル戦略担当課長

こちら、こういったものを進める際には、しっかりとタイムスケジュールを決めてということは重々承知しているところではございますが、今回につきましては、まさにこれからマイME-B YOカルテを見直していくんだというような号令がかかり始める、検討するというところでございますので、そういったところも含めて、まずは調査からして、今後どのようなタイムスケジュールで検討できるか、見直しに向けて進んでいけるかということにつきましても、今後検討してまいりたいと思います。

#### ◆谷口かずみ委員

分かりました。それで、もう一方で、今回の見直しを進めていくことによって、どの程度コストの削減ができるのかというのがもう一つの大きな関心であるんですけれども、今年度、令和6年度の当初予算では、このマイME-B YOカルテに約6,200万の予算を計上していますけれども、今回の見直しでどの程度削

減ができる、そうした削減効果というのがあるのか、その辺を確認させてください。

#### ◎デジタル戦略担当課長

現時点では、見直しの対象とする機能が絞り込めていないため、具体的な削減費用についても算定はできませんが、今回の民間サービス等でも利用可能な機能の見直しにより、それらの機能提供に要していたシステムの運用、あるいは機能の改修、こういった費用については削減できるものと考えております。

今後検討を進める中でも、削減効果についてしっかりと精査してまいります。

#### ◆谷口かずみ委員

分かりました。できるだけ効果が出るように、そしてそれがほかの施策で使えるように、ぜひ御努力いただきたいと思います。

それで、最後になりますけれども、長い間マイME－B YOカルテを運用してこられて、多くの方々がデータを登録してきたと思うんですが、このデータというのはどういうふうになしていくのか、また、様々、恐らく連携しているアプリとの相談もあるかと思うんですけれども、そういう利用者が登録しているデータをどのように扱っているのか、最後に確認させてください。

#### ◎デジタル戦略担当課長

利用者にとって、マイME－B YOカルテに登録したデータは、自分の健康に関する記録であることから、手元に置いて確認できるようにしておきたい、あるいはほかのアプリで再利用したいといったようなニーズがあるということを想定しております。

そこで、利用者の希望に応じて登録したデータを利用者に提供する仕組みについて用意する必要があることから、民間におけるデータ標準化の動向等も参考にしながら、利用者の利便性に配慮しつつ検討を進めます。

さらに、マイME－B YOカルテにこれまで蓄積されてきたデータ、ヘルスケア等の分野における施策推進のために利活用していくことについても検討してまいります。

#### ◆谷口かずみ委員

分かりました。いずれにしても新しい事業を始めるというのは、ある意味やりやすい、それを今度やめていく、縮小していくというのは、非常に皆さん大変御苦労されるかというふうに思いますけれども、それは利用者の方々の利便性も含めて、また、ほかのアプリの事業者さんとの連携も含めて、ぜひ丁寧に進めていっていただいて、できるだけ削減効果出していくいただいて、ほかの事業に使えるようにぜひお願いしたいと思います。

ここから二つ、ちょっと今回議案になっているものについてお尋ねしたいと思いますけれども、任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案ということについて、幾つかお伺いしたいと思います。

今回の改正案の概要と今回提案をした理由について、まず確認させてください。

## ◎人事課長

まず、条例改正案の概要でございますが、令和6年度から任用を開始した地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づく任期付職員、いわゆる4条任期付職員に昇給の規定を適用させるための改正を行うものです。

改正に至った経緯につきましては、4条任期付職員が制度化された平成16年当時は、国の通知によりまして昇給の対象外とされておりましたが、平成29年度末に昇給を行うようその国の通知が改正されました。本県では、通知が改正された当時は4条任期付職員の任用実績がなかったことなどから条例改正を行わず、今年度から4条任期付職員の任用を開始したことに合わせて、このたび改正をお願いすることとしたものでございます。

### ◆谷口かずみ委員

分かりました。県にはいろんな形態の職員さんがいて、ちょっと基本的なことで恐縮ですけれども、常勤職員のほかに本県ではどういった任用形態の職員さんがいらっしゃるのか、ちょっとここを分かりやすく教えてください。

## ◎人事課長

いわゆる常勤職員、1日7時間45分、週5日間働く、これがいわゆるフルタイムの勤務でございまして、そのフルタイムの勤務でまず申し上げると、ここにいる多くの職員がその任期の定めのない常勤職員という者でございまして、そのほかに、任期がある職員といったしまして、今話題になっている任期付職員、条例改正をお願いしております任期付職員という分野がございます。さらには暫定再任用職員、今ちょっと定年引上げ中で、いろんなパターンがあるんですけれども、いわゆる再任用職員のフルタイムの方、または臨時的任用職員といった任用形態の方々がフルタイムで勤務する職員でございます。

そのほかに、短時間勤務の職員といったしましては、先ほども申し上げた再任用職員のうちフルタイムでない方、これ短時間の再任用職員という方がいらっしゃいます。そのほかに、もともとは任期の定めのない職員、フルタイムではあるんですけども、その方が育児中に一部分を休業を申し入れることができますので、そういう育児短時間勤務職員という方がいらっしゃいます。

そのほかに、いわゆる非常勤職員といわれている会計年度任用職員といった任用形態、短時間の任用形態がございます。

### ◆谷口かずみ委員

分かりました。今回、4条任期付職員に関する改正と出ているんですけれども、この任期付職員の内訳としてどういうものがあるのか教えてください。

## ◎人事課長

今、申し上げたフルタイムの種別のうちの任期付職員でございますが、これがさらに大きく二つに分かれまして、まず地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく者と、地方公務員の育児休業等に関する法律などの個別法に基づく者に分かれます。このうち、前者の任期付職員法に基づくものは、高度の専門的知見等を持った特定任期付職員とその他の一般任期付職員に

分かれます。この一般任期付職員がさらに一定の専門性のある、なしで区分されまして、今年度から任用を開始いたしました4条任期付職員は、この一般任期付職員のうち専門性を要しない者でございます。

◆谷口かずふみ委員

いっぱいあって、すぐ理解するのは難しいかも知れないですけれども、ちょっと時間がないので若干ちょっと前にいきますけれども、この4条任期付職員、今年度から導入したということですが、どういう目的で導入して、配置状況はどうなのか教えてください。

◎人事課長

4条任期付職員を導入した目的につきましては、近年、男性職員の育児休業取得率の上昇などにより、年度途中に二、三か月程度の期間職員が不在となるような事例が増えており、こういった場合の代替職員の迅速な配置ですとか、年度途中における突発的な業務が発生した場合などへの対応力を強化し、長時間労働の是正などの働き方改革につなげることなどのために、各局総務室に数名の4条任期付職員を配置し、支援が必要となる所属に自動的に職員を配置できるようにしたものでございます。

配置状況につきましては、知事部局の各局に1名から3名の配置で計20名、このほか企業局に2名、教育局に2名配置しております、合計で24名の任用を行っているところです。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。最後に、今回の改正によってどういう効果が見込めるんでしょうか。

◎人事課長

今回、条例改正をお認めいただきましたら、4条任期付職員も他の常勤職員や任期付職員同様、その経験や人事評価結果に基づく定期昇給が可能となりますので、本人のモチベーション向上、職務を通じた能力向上などが期待できるほか、任期途中における離職防止にもつながるものと期待しております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。今、様々、各部署で人手が足りないということをよく聞いていますので、ぜひ積極的に活用していただきたいというふうに思います。

もう一つ、補正予算の中にある繰越明許費について伺いたいんですけれども、まず本庁舎等維持運営費を繰越明許するということなんですかとも、これ、具体的な内容を教えてください。

◎庁舎管理課長

事業内容は、本庁舎消防設備改修工事費でございます。国の重要文化財に指定されました本庁舎の消防法上の扱いについて、所轄である横浜市中消防署と協議したところ、自動火災報知設備の設置状況が法基準に適合しなくなっていることが明らかになっております。また、既存の設備が設置後30年経過し、老朽

化も進行しております。こうしたことなどから、自動火災報知設備の全面改修を行うこととしたものでございます。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。消防署と協議したということなんですかけれども、具体的にどういう改修を行うんでしょうか。

◎庁舎管理課長

まず、本庁舎敷地内の自動車庫に自動火災報知機を新たに設置をいたします。また、本庁舎には感知器を追加で設置する必要がございますが、これに伴いまして既存の受信機では容量が不足することから、受信機を更新いたします。このほか、老朽化した既存の感知器、非常警報機、配線ほかといった自動火災報知設備を全般的に更新をいたします。

◆谷口かずふみ委員

非常に大事な工事であるということが分かったんですけれども、今回、なぜ繰越明許費を設定することになったのか、また併せてその原因、そして今後の対応についてちょっと併せてお伺いしたいと思います。

◎庁舎管理課長

当該の工事につきましては、令和6年7月及び8月に入札公告を行いましたが、応札者がなく、二度にわたり不調となり、年度内に工事を完了する見込みが立たなくなりました。

この本庁舎の自動火災報知については、現在、重要文化財としての消防法の基準に適合しておらず、所轄消防署からも改善を求められているところでございます。そこで、年度内の早期に改めて発注する必要があり、年度をまたぐ工事執行となるため、繰越明許費を設定するものでございます。

この入札不調の原因につきましては、ヒアリングの結果、人材の確保ができず入札を断念したことがありました。また、もともと予定をしていた機器が製造中止になった影響で、令和5年5月に予定していた入札公告の遅れなどがありまして、必要な工期につきましても十分に確保できなかつたのではないかといったことも考えられます。このため、次回の入札に際しては、繁忙期を避け、十分な工期も確保することによって、事業者の参入促進を図っていきたいと考えております。

この執行に当たりましては、庁舎にいながらの工事となりますのでなかなか難しいところもございまして、一定の期間を要することは致し方ない場面もございますけれども、庁内調整をはじめとした進行管理をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。急いでやらなきやいけない工事でもありますし、ぜひとも今回はきちんと落札者が出て、工事がしっかりと進むようにぜひとも御努力をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、ベトナム保健省とのヘルスケア部門に関する覚書の締結について、簡

単にお伺いしていきたいというふうに思います。

まず、ヘルスケア分野の覚書って幾つぐらいあるのか確認させてください。

#### ◎連携調整担当課長

これまでに、シンガポール国立大学やアメリカのメリーランド州、スタンフォード大学医学部などとの間でヘルスケア分野の覚書を締結していまして、今回のベトナム保健省と合わせると、合計で九つになります。

#### ◆谷口かずみ委員

MOUは結んで終わるというものではなくて、それが今後も何らかの形で、お互いの、ベトナムとのについてもそうですし、結んだところとお互いに相乗効果が出てくるということが大事だと思うんですけども、これまでどういう取組をしてきたのか確認させてください。

#### ◎連携調整担当課長

県では、ヘルスケア関連分野の企業の関心やニーズを踏まえて、特にシンガポールとアメリカとの連携を重視して覚書を活用してきました。特にシンガポールは、同国を足がかりに東南アジア諸国への展開を狙う企業もあるなど、企業からの関心が高い地域です。

そのため、県では毎年、ヘルスケア分野の企業団と共に覚書締結先であるシンガポール国立大学や政府機関などを訪問し、各訪問先で参加企業のプレゼン発表の機会を設けるなど、覚書を生かした取組を行ってきました。

#### ◆谷口かずみ委員

分かりました。今回行っているベトナムでも、いろいろ企業団を派遣する予定あるんですか。

#### ◎連携調整担当課長

今後の具体的な進め方については、ベトナム保健省との間で調整を進めいく予定です。

一方で、これまで覚書を調整する中で、保健省側からは、高齢化対策につながる取組として社会参加の促進、医療機器など、幅広い分野で連携を期待されています。県としては、こうした分野で活動している企業と連携しながら、今回の覚書を実のあるものにしたいと考えております。今回、11月にベトナムで覚書を締結した後、引き続き同じ会場で保健省幹部とヘルスケア関連分野の企業との会合を開催しまして、意見交換の場を設定しました。まずはこうした企業の活動をフォローアップしていく予定です。

#### ◆谷口かずみ委員

その企業との会合には、どういう企業が参加したのでしょうか。

#### ◎連携調整担当課長

今回の会合は、これまでヘルスケア政策の中で、国際展開に関わりのあった企業に参加を呼びかけ、その結果、多様な分野の方から同行の希望を頂き、8社が

この会合に参加をされました。例えば、食品関係、それからスポーツクラブ、高齢者等との多世代の交流を展開している企業、さらには介護サービス運営企業など、いずれもベトナムに新たに進出、もしくは既に進出しているけれども、より大きく安定的に展開していきたい企業など、ベトナムで継続的に活動を検討している企業に参加いただきました。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。日本はもうなかなか人口が増える状況にはない、これから国内のマーケットは縮小していかざるを得ない中で、やっぱり企業が外へ出ていくつて、外で稼ぐということが非常に重要になっているかと思うんですけども、そういう中で、ベトナムに対しても多くの企業が関心を寄せられていると思いますが、今後、今回の保健省との覚書を活用していくためにどのように取り組んでいくのか、最後にお伺いします。

◎連携調整担当課長

今回の覚書は、昨年の知事ベトナム訪問を契機に、ベトナム側の高齢化への課題認識、それと本県のヘルスケア・ニューフロンティア政策の取組の方向性が合致したことから締結したものですが、今回、企業が参加しました会合には、保健省副大臣が急遽1時間半も御出席されるなど、ベトナム側の関心の高さがうかがえました。

また、県内の企業からも、ベトナム訪問の前後で新聞報道などを見ましたと、ベンチャー企業や病院などからも問合せを受けている状況です。今後は、ベトナム保健省が求める高齢化対策などにつながる幅広い分野の企業やサービスを持つ企業がどのような形でベトナムに展開できるのか、ノウハウを県は蓄積しまして、覚書を活用した連携が継続し、かつ企業等にメリットのある形で生かせるよう取り組んでまいります。

◆谷口かずふみ委員

アジア進出に当たっては、いろんな方から現地の商慣行、独特の商慣行があるって、やっぱり人的ネットワークがしっかりとあると入りやすいという、そういう話を聞いていますので、ぜひともそこら辺は県としてサポートしていってもらいたいと思います。以上で質問を終わります。